平成 12 年 6 月 定例会 (第 253 回) 6 月 12 日

<u>今井光子議員賛成討論</u>

↑ (クリックで今井光子議員の討論へ移動)

少子化社会における子育て支援施策の推進を求める意見書案

平成12年 6月 定例会(第253回)

平成12年6月 第253回定例奈良県議会会議録 第五号

平成十二年六月十二日(月曜日)午後一時五分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員(四十八名)

一番	菅野泰功君	二番	中野雅史君
三番	上田 悟君	四番	笹尾保博君
五番	奥山博康君	六番	森下 豊君
七番	粒谷友示君	八番	今井光子君
九番	山村幸穂君	一〇番	田中美智子君
一一番	神田加津代君	一二番	鍵田忠兵衛君
一三番	中辻寿喜君	一四番	安井宏一君
一五番	丸野智彦君	一六番	森川喜之君
一七番	高柳忠夫君	一八番	田中惟允君
一九番	山本進章君	二〇番	樹杉和彦君
二一番	岩田国夫君	二二番	大保親治君
二三番	辻本黎士君	二四番	秋本登志嗣君
二五番	小泉米造君	二六番	米田忠則君
二七番	小林 喬君	二八番	田尻 匠君
二九番	藤本昭広君	三〇番	山下 力君
三一番	畭真夕美君	三二番	国中憲治君
三三番	山本保幸君	三四番	飯田 正君
三五番	杉村寿夫君	三六番	松井正剛君
三七番	新谷紘一君	三八番	出口武男君
三九番	浅川 清君	四〇番	寺澤正男君
四一番	服部恵竜君	四二番	上松正知君
四三番	上田順一君	四四番	新谷春見君
四五番	中村 昭君	四六番	梶川虔二君
四七番	松原一夫君	四八番	川口正志君

議事日程

一、平成十二年度議案、議第五十号ないし議第六十二号及び報第一号ないし報第十六号、 平成十一年度議案、報第十八号及び報第十九号、並びに請願第三号

- 一、意見書決議
- 一、議長の辞職及び同選挙
- 一、副議長の辞職及び同選挙
- 一、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び 同選任
- 一、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決

〇議長(松井正剛君) これより本日の会議を開きます。

会議時間を午後十二時まで延長いたします。

○議長(松井正剛君) この際、お諮りいたします。

意見書決議、議長の辞職及び同選挙、副議長の辞職及び同選挙、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会の委員長、副委員長及び委員の辞職及び同選任、議会運営委員会の閉会中審査事件の上程と同採決、並びに追加議案の上程と同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

〇議長(松井正剛君) 次に、平成十二年度議案、議第五十号ないし議第六十一号及び報第一号ないし報第十六号、平成十一年度議案、報第十八号及び報第十九号、並びに請願第三号を一括議題といたします。

次に、関係常任委員会に付託いたしました各議案及び二月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

まず、総務警察委員長の報告を求めます。―三十八番出口武男君。

◆三十八番(出口武男君) (登壇) 総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る六月八日の本会議におきまして総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の 調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、六月九日に委員会を開催し、付託されました議案十二件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十二年度議案、議第五十号、議第五十五号、議第五十六号中・当委員会 所管分、報第十六号中・当委員会所管分、及び平成十一年度議案、報第十八号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十二年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第四号ないし報第七号、報 第十五号、並びに平成十一年度議案、報第十九号中・当委員会所管分につきましては、い ずれも理事者から詳細な報告を受けました。 次に、請願第三号「行政書士法一部改正の件に関する請願」につきましては、引き続き調査の必要がありますので、継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、土地利用対策及び警察施設の整備につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 次に、厚生委員長の報告を求めます。―二十二番大保親治君。
- ◆二十二番(大保親治君) (登壇) 厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る六月八日の本会議におきまして厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月九日に委員会を開催し、付託されました議案四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十二年度議案、議第五十一号、議第五十二号及び議第六十一号につきま しては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十二年度議案、報第一号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 次に、経済労働委員長の報告を求めます。―十四番安井宏一君。
- ◆十四番(安井宏一君) (登壇) 経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る六月八日の本会議におきまして経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並び に審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月九日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十二年度議案、議第五十六号中・当委員会所管分及び議第五十七号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、平成十二年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第八号ないし報第十一号につきましては、いずれも理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 次に、建設委員長の報告を求めます。―三十四番飯田正君。
- ◆三十四番(飯田正君) (登壇) 建設委員会のご報告を申し上げます。

去る六月八日の本会議におきまして建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月九日に委員会を開催し、付託されました議案十四件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、平成十二年度議案、議第五十三号、議第五十四号、議第五十六号中・当委員会所管分、議第五十八号ないし議第六十号及び報第十六号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

また、平成十二年度議案、報第一号中・当委員会所管分、報第二号、報第三号、報第十二号ないし報第十四号、並びに平成十一年度議案、報第十九号中・当委員会所管分につきましては、理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 次に、文教委員長の報告を求めます。―二十五番小泉米造君。
- ◆二十五番 (小泉米造君) (登壇) 文教委員会のご報告を申し上げます。

去る六月八日の本会議におきまして文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、六月九日に委員会を開催し、付託されました平成十二年度議案、報第一号中・当委員会所管分につきまして、理事者から詳細な報告を受けました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第六項の規定に基づき議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(松井正剛君) 委員長報告に対する質疑、討論は省略し、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

平成十二年度議案、議第五十号ないし議第六十一号及び報第一号ないし報第十六号、平成十一年度議案、報第十八号及び報第十九号並びに請願第三号、並びに議会閉会中の審査 事件については、各常任委員長報告どおりにそれぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおりに決しました。

〇議長(松井正剛君) 次に、三十七番新谷紘一君より、意見書第五号、道路特定財源制度の堅持等に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。—三十七番新谷紘一君。

◆三十七番(新谷紘一君) (登壇) 意見書第五号、道路特定財源制度の堅持等に関する意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。 意見書第五号

道路特定財源制度の堅持等に関する意見書(案)

二十一世紀に向け、国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりや豊かな暮らしづくりを 実現するためには、国民生活を支える最も基礎的な公共施設である道路網の整備を一層促 進することが重要である。

県土の七割を山間地が占める本県の道路整備は立ち遅れており、近年増大する交通需要に対処し地域の日常生活や経済活動を支え広域的な交流と連携を促進するためには、国道、 県道及び市町村道並びに特に京奈和自動車道をはじめとする幹線道路網の整備促進が喫緊 の行政課題であり、今後も長期的に安定した財源を確保し、計画的にその整備を促進する ことが必要である。

政府税制調査会においては、「道路をつくることが環境破壊である。道路特定財源を一般 財源化する。」との議論がなされているが、むしろ、道路整備を推進することが円滑な自動 車交通を確保し、渋滞の著しい市街地の沿道環境の改善に寄与している。

道路特定財源は、立ち遅れた道路整備を推進するうえで極めて大きな役割を担っており、 道路整備の現状に照らせば、ますます重要となるもので、これを一般財源化することは、 今後の道路整備及び活力ある地域づくりに支障をきたすことになる。

よって、国におかれては、道路特定財源制度を堅持し、今後とも着実に道路整備を推進するとともに、地方の道路整備財源を充実強化されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようによろしくお願いをいたします。

- 〇議長(松井正剛君) 七番粒谷友示君。
- ◆七番(粒谷友示君) ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第五号、道路特定財源制度の堅持等に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) 三十一番畭真夕美君。
- ◆三十一番(畭真夕美君) ただいま新谷紘一議員から提案されました意見書第五号、道路特定財源制度の堅持等に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第五号については、三十七番新谷紘一君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) 次に、十三番中辻寿喜君より、意見書第六号、少子化社会における子育て支援施策の推進を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。—十三番中辻寿喜君。

◆十三番(中辻寿喜君) (登壇) 意見書第六号、少子化社会における子育て支援施策の推進を求める意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第六号

少子化社会における子育て支援施策の推進を求める意見書(案)

現在、わが国においては、急速な高齢化が進む一方で、核家族化の進行、女性就労の機会増大、出生率の低下等を背景として少子化傾向が一段と進行している。

このことは、今後わが国の社会基盤を揺るがす深刻な問題である。

こうした中、少子化対策として、国や地方公共団体においてはさまざまな措置が講じられてきたところであるが、抜本的な解決にはいたっていない現状にある。

このため、安心して出産し、子育てができる環境づくりに向けた施策を講じることが喫 緊の課題であると考える。

とりわけ、わが国の経済が低迷を続ける中にあって、地方公共団体や家庭への財政的支援策を一層図ることが必要不可欠である。

よって、国におかれては、少子化社会における子育て支援を強力に推進するため、先に 策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について(新エンゼルプラ

- ン)」に盛り込まれている各種施策を着実に推進されるとともに、次の事項について特段 の配慮をされるよう強く要望する。
- 一 子育ての経済的負担を軽減するため、児童手当制度を更に充実すること。
- 一 乳幼児等に対する国の公費負担医療制度を早期に創設すること。
- 一 保育所整備について、事業量に見合う予算枠を確保するとともに、国庫補助基準額及 び基準面積の引き上げを図ること。
- 一 延長保育や夜間保育、休日保育等利用者のニーズに柔軟に対応できる多様な保育サービスの提供に向け、所要の財源を確保すること。
- 一 放課後児童健全育成事業の拡充を図ること。
- 一 児童虐待について、早期発見・早期対応に向けての体制の整備、被虐待児・虐待者に対する心理的ケアの充実など、総合的な施策の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 八番今井光子君。
- ◆八番(今井光子君) ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第六号、少子化 社会における子育て支援施策の推進を求める意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) 十六番森川喜之君。
- ◆十六番(森川喜之君) ただいま中辻寿喜議員から提案されました意見書第六号、少子 化社会における子育て支援施策の推進を求める意見書案に賛成いたします。
- ○議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第六号については、十三番中辻寿喜君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) 次に、二十番樹杉和彦君より、意見書第七号、地方バス生活路線の確保に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。 —二十番樹杉和彦君。

◆二十番(樹杉和彦君) (登壇) 意見書第七号、地方バス生活路線の確保に関する意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。 意見書第七号

地方バス生活路線の確保に関する意見書(案)

地域住民の生活の維持発展に重要な役割を果たしている最低限の公共交通手段である地 方バス生活路線は、過疎化の進行、マイカーの大幅な普及等によって大変厳しい状況にあ る。

先の通常国会において、乗合バスの需給調整規制を廃止する道路運送法の一部改正案が成立したところである。この法律の施行により、特に地方部では地方バス生活路線の撤退がさらに加速されることが予想されることから、生活バス路線の休止・廃止は、地域住民とりわけ高齢者、児童、障害者、通学生やクルマを持たない交通弱者にとって多大の影響を与えることになる。

生活交通の確保のための補助のあり方については、現在、国において協議が行われているが、地域住民の生活にとって必要不可欠な公共交通機関である地方バスの生活路線の確保することが必要である。

よって、国におかれては、次の事項を講じられるよう強く要望する。

一 生活路線確保のため公的支援に迫られる自治体の多くは財政基盤の弱い団体であることから生活路線を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、また地域住民の交通サービスの維持のために支障がないよう必要な補助制度を確立すること。

あわせて、地方公共団体における生活交通の確保の取り組みのために必要となる地方財源について、これに見合った安定的な地方税財源の確保を図ること。

一 国と地方の役割分担を踏まえ、国は「広域的・幹線的なバス路線について地方公共団体に対して補助を実施する」ことが予定されており、国の担うナショナルミニマムの確保とは、交通弱者がどこに生活していても最低限の公共交通のサービス提供を受ける環境を整備することであるといえる。

したがって、自治体が生活路線に該当すると判断するときは、当該路線を維持・確保するため、国庫補助事業の対象とすること。

ー 旧国鉄から民営化された事業者によって運行されているバス路線に対しては、地方公 共団体からの補助制度の適用が制限されているが、地域住民の重要な生活基盤である路線 バスの維持を図るため、JRグループのバス事業者に対する当該制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位の賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松井正剛君) 六番森下豊君。
- ◆六番 (森下豊君) ただいま樹杉和彦議員から提案されました意見書第七号、地方バス 生活路線の確保に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) 十七番高柳忠夫君。

- ◆十七番(高柳忠夫君) ただいま樹杉和彦議員から提案されました意見書第七号、地方 バス生活路線の確保に関する意見書案に賛成します。
- ○議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第七号については、二十番樹杉和彦君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) 次に、二十二番大保親治君より、意見書第八号、酒類販売の社会的管理等に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。 —二十二番大保親治君。

◆二十二番(大保親治君) (登壇) 意見書第八号、酒類販売の社会的管理等に関する 意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。 意見書第八号

酒類販売の社会的管理等に関する意見書(案)

わが国のアルコール消費量は、戦後の生活様式の変化等により増加し、さまざまな障害 につながる多量飲酒者の数も年々増加している。

アルコール依存症などの健康被害のみならず、医療費の増大、自動車事故、犯罪など多岐にわたる社会問題をも引き起こしている。

このような状況の中、酒類が正しく飲まれ、適正飲酒が保てる社会環境の実現が求められている。

また、WHO(世界保健機関)は、平成三年に加盟国に対し、アルコール飲料の入手に関する規制の検討、健康教育の推進など十四項目の勧告を行っている。

しかし、我が国においては、永年堅持されてきた酒類販売業免許制度の要件が緩和されつつあるなど、WHOの勧告に逆行しているような状況が起こっている。このような、酒販免許制度の緩和策には、危険な飲酒環境を生み出す要素が十二分に潜んでいる。

よって、国におかれては、飲酒を悪しき習慣にしないために、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 一 わが国における飲酒に関する自己管理等の認識を高め、良好な飲酒環境の形成を図るため、酒販免許制度と一体となった酒類販売の社会的管理に関する法整備を行うこと。
- 二 WHO(世界保健機関)の勧告に基づく政策等の着実な実施に努めること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松井正剛君) 十番田中美智子君。
- ◆十番(田中美智子君) ただいま大保親治議員から提案されました意見書第八号、酒類 販売の社会的管理等に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) 十四番安井宏一君。
- ◆十四番(安井宏一君) ただいま大保議員から提案されました意見書案第八号、酒類販売の社会的管理等に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第八号については、二十二番大保親治君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) 次に、四十二番上松正知君より、意見書第九号、資源循環型施策の推進に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。 —四十二番上松正知君。

◆四十二番(上松正知君) (登壇) 意見書第九号、資源循環型施策の推進に関する意見書案につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。 意見書第九号

資源循環型施策の推進に関する意見書(案)

わが国においては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済や社会活動により、大量の 廃棄物の発生とこれに伴う処分場の不足とともに不法投棄の増大といった問題が生じてい る。

また、国際的にも先進国における資源の大量消費や二酸化炭素等の大量排出などを背景として、温暖化等による地球環境の悪化が懸念されているところである。人類の生存・生活は生態系の微妙な均衡の中で成り立っており、地球環境の悪化は人類の生存に関わる深刻な問題であり、地球環境を健全な状態で将来の世代に引き継いで行かなければならない。

地球全体で持続的発展を可能とするためには、物質的豊かさを追い求めてきた経済・社会システムを見直し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造から環境への負荷の少ない「循環型社会」を構築していくことが必要である。

よって、国におかれては、わが国を持続可能な循環型社会構造に改めるとともに、大気環境の保全、健全な水循環の確保、廃棄物・リサイクル対策及び再生産可能な森林・木質

資源などの循環利用の促進等にかかる社会資本整備を推進するための「資源循環型特別枠」 を創設するなど、財源の確保を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(松井正剛君) 十八番田中惟允君。
- ◆十八番(田中惟允君) ただいま上松正知議員から提案されました意見書第九号、資源 循環型施策の推進に関する意見書案に賛成します。
- 〇議長(松井正剛君) 二十三番辻本黎士君。
- ◆二十三番(辻本黎士君) ただいま上松正知議員から提案されました意見書第九号、資源循環型施策の推進に関する意見書案に賛成いたします。
- 〇議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第九号については、四十二番上松正知君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) 次に、五番奥山博康君より、意見書第十号、臓器の移植に関する 意見書決議方の動議が提出されましたので、同君に趣旨弁明を求めます。—五番奥山博康 君。

◆五番(奥山博康君) (登壇) 議長のお許しを得ましたので、意見書第十号の趣旨説明をいたす前に、奈良県でも拡張型心筋症の子どもが、奈良県香芝市下田に小学校三年生の藤田夏帆ちゃんという子がおります。今現在、皆さんの、県民そして県外のご支援によりまして、先週の金曜日で一億百二十五万四千二百十九円のご支援、募金が集まったと聞いております。また、六月十四日には日本航空でロサンゼルス行きが決定したことも皆さんにご報告申し上げたいと思います。

それでは、趣旨説明、意見書第十号、臓器の移植に関する意見書案につきましては、意 見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十号

臓器の移植に関する意見書(案)

欧米諸国においては、早くから脳死下での臓器提供に基づく臓器移植は一般的な治療法 として定着している。 わが国においても、臓器移植以外に治療方法がない患者を救うため、心臓・肝臓等の臓器移植の途を開いていくことが強く求められ、平成九年十月に「臓器の移植に関する法律」 (臓器移植法)が施行されたところである。

臓器移植法がスタートし臓器提供を通じた移植治療は、臓器機能障害者に対する根治治療であり、薬剤や機械での治療方法に限界のある各種の臓器不全に苦しんでいる患者にとって大きな希望となっている。また、移植治療への国民の理解は深まってきている。

しかし、一方で臓器移植に関わるさまざまな予測し得ない課題や問題点も明らかになってきており、特に、わが国では「拡張型心筋症」などの移植が必要な年少患者は、十五歳以上の者の臓器提供の意思表示を有効としている現行の取り扱いにより臓器提供を受けられず、国内での移植治療ができないことから、海外で臓器移植手術を受ける患者が少なくない状況にある。

このことは、臓器移植治療が不可欠な患者にとって、長期の療養と多額の治療費を必要とするため、患者本人の苦痛はもとより、家族にとっての経済的・精神的負担は計り知れないものがある。

このような状況から、臓器移植の一層の推進、定着を図るため、一般の方々に臓器移植についてより一層理解を深めていただくとともに、適正かつ円滑な臓器提供の確保をすることが喫緊の課題である。

よって、国におかれては、臓器移植の円滑な実施を図るため、臓器移植法の見直しを行い、十五歳未満の者の臓器提供の取り扱いについて早急に検討されるよう強く要望する。 以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月十二日

奈良県議会

何とぞ議員各位の絶大なご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 〇議長(松井正剛君) 二十八番田尻匠君。
- ◆二十八番(田尻匠君) ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十号、臓器 の移植に関する意見書案に賛成をいたします。
- 〇議長(松井正剛君) 三十三番山本保幸君。
- ◆三十三番(山本保幸君) ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十号、臓器の移植に関する意見書案に賛成いたします。
- ○議長(松井正剛君) ただいまの動議は、正規の賛成があって成立いたしました。 よって、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

意見書第十号については、五番奥山博康君の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにいたします。

〇議長(松井正剛君) しばらく休憩いたします。

△午後一時四十七分休憩

△午後六時四十九分再開

〇議長(松井正剛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事審議の都合により、副議長と交代いたします。

(副議長松原一夫君、議長松井正剛君にかわり議長席に着く)

〇副議長(松原一夫君) 次に、三十六番松井正剛君の議長の辞職願が提出されましたので、これが許可の件を議題といたします。

お諮りいたします。

三十六番松井正剛君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、松井正剛君の議長辞職は許可することに決しました。

次に、松井正剛君のごあいさつがあります。

◆三十六番(松井正剛君) (登壇) 議長辞任に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私、昨年の五月臨時県議会において、多数の同僚議員のご推挙により議長に選出いただき、今日まで及ばずながら県政発展のため微力を尽くしてまいりました。

ここに、その間、議員の皆様をはじめ理事者並びに報道関係者各位の多大なご支援とご協力により重責を果たすことができましたことをを厚く御礼申し上げ、誠に簡単ではございますが、辞任のごあいさつとさせていただきます。皆様方、一年間本当にありがとうございました。(拍手)

〇副議長(松原一夫君) ただいまより議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は投票によることといたします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十八名であります。

次に、投票点検のため、

 二十五番
 樹杉和彦君

 二十九番
 藤本昭広君

三十七番 新谷紘一君

の三人を立会人に指名いたします。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、一番菅野泰功君から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了いたします。

次に、投票を点検いたします。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十八人、投票総数四十八票、符合いたしております。

開票いたします。

(開票)

開票の結果を報告いたします。

杉村寿夫君 四十三票

山村幸穂君 三票

樹杉和彦君 一票

浅川 清君 一票

以上のとおり、杉村寿夫君が議長に当選されました。

これをもって議長選挙を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の杉村寿夫君より就任のごあいさつがあります。(拍手)

◆三十五番 (杉村寿夫君) (登壇) 議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し 上げます。 ただいま多数の議員各位のご支持によりまして議長に当選させていただき、誠に光栄であります。

今後、県政進展に及ばずながら尽くしてまいる所存でございますので、議員各位並びに 理事者におかれましては、何とぞ格別のご支援とご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを 申し上げます。

誠に簡単ではございますけれども、就任のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

(議長杉村寿夫君、副議長松原一夫君にかわり議長席に着く)

〇議長(杉村寿夫君) 次に、四十七番松原一夫君の副議長の辞職願が提出されましたので、これが許可の件を議題といたします。

お諮りいたします。

四十七番松原一夫君の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、松原一夫君の副議長辞職は許可することに決しました。

次に、松原一夫君のごあいさつがあります。

◆四十七番(松原一夫君) (登壇) 副議長辞任に当たりまして、一言ごあいさつを申 し上げます。

昨年の五月臨時県議会におきまして、多くの議員各位のご推挙を得て副議長に当選させていただき、今日まで大過なくその重責を果たすことができましたのは、議員各位並びに関係の皆様方の終始変わらないご指導とご鞭撻のたまものであり、心から厚く感謝を申し上げ、辞任のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(杉村寿夫君) ただいまより副議長選挙を行います。

なお、選挙の方法は、投票によることといたします。

次に、会議規則第二十四条の規定により議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

なお、ただいまの出席議員数は四十八名であります。

次に、投票点検のため、

二十番樹杉和彦君

二十九番 藤本昭広君

三十七番 新谷紘一君

の三人を立会人に指名いたします。

被指名人にご異議はないものと認めます。

次に、投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に移ります。

まず、立会人の方からご投票願います。

(立会人投票)

次に、一番菅野泰功君から、順次ご投票願います。

(各員投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって投票を終了いたします。

次に、投票を点検いたします。

立会人に点検を願います。

(投票点検)

投票人員四十八人、投票総数四十八票、符合いたしております。 開票いたします。

(開票)

開票の結果を報告いたします。

梶川虔二君 三十九票

今井光子君 三票

白票 六票

以上のとおり、梶川虔二君が副議長に当選されました。

これをもって副議長選挙を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

次に、ただいまご当選の梶川虔二君より就任のごあいさつがあります。(拍手)

◆四十六番(梶川虔二君) (登壇) 副議長就任に当たりまして、一言ごあいさつを申 し上げます。

ただいま議員皆さんのご支援により副議長に当選をさせていただきました。この上は、 議長と協力し合って円滑な議会運営、さらに県政発展のために頑張ってまいる所存でございます。 どうぞ皆さんの格別のご支援を賜りますように心からお願いをいたしまして、私の副議 長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〇議長(杉村寿夫君) 次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副 委員長及び委員より、それぞれ辞職願が提出されておりますので、これが許可の件を議題 といたします。

お諮りいたします。

各委員長、副委員長及び委員の辞職は、これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

〇議長(杉村寿夫君) 次に、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副 委員長及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

これが選任については、議長より指名推選の方法により指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決します。

よって、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長、副委員長及び委員は、 お手元に配布の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会委員名簿のとおり指名いたし ます。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

常任委員会委員名簿

委員会名

委員長

副委員長

委員

総務警察委員会

新谷紘一

中野雅史

山村幸穂

米田忠則

新谷春見

松原一夫

中辻寿喜

服部恵竜

中村昭

厚生委員会

川口正志

畭真夕美

今井光子

松井正剛

梶川虔二

山本進章

浅川清

経済労働委員会

出口武男

菅野泰功

森下豊

安井宏一 山本保幸

鍵田忠兵衛 大保親治 寺澤正男

粒谷友示 辻本黎士 飯田正

奥山博康

樹杉和彦

杉村寿夫

議会運営委員会委員名簿

委員長 副委員長 委員

飯田正 上田悟 樹杉和彦 新谷紘一 中村昭

米田忠則 服部恵竜

松井正剛 上田順一

特別委員会委員名簿

委員会名 委員長 副委員長 委員

学研都市推進·国際文化観光対策特別委員会 上田順一 樹杉和彦 粒谷友示 安井宏一 小林喬

田中美智子 米田忠則 松原一夫

少子·高齡化社会対策特別委員会 山本保幸

中野雅史 神田加津代 出口武男 梶川虔二 山村幸穂 辻本黎士 浅川清

幹線交通対策特別委員会 鍵田忠兵衛 山本進章 奥山博康 寺澤正男 新谷春見

大保親治 服部恵竜 中村昭

過疎地·水資源等対策特別委員会 秋本登志嗣 笹尾保博 菅野泰功 国中憲治 新谷紘一

森下豊 飯田正 上松正知

	環境・廃棄物対策特別委員会	
	丸野智彦	
	岩田国夫	
	上田悟	
	中辻寿喜	
	畭真夕美	
	川口正志	
	今井光子	
	小泉米造	
	松井正剛	
	〇議長(杉村寿夫君) 次に、議会運営委員会の閉会中審査事件についてお諮りいたしま	
	す。	
	このことについては、お手元に配布いたしております審査事件案のとおり議会運営委員	
	会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は新たに議会運営委員会が構成されるま	
	でといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。	
	(「異議なし」の声起こる)	
	ご異議がないものと認め、さように決します。	
議会運営委員会の閉会中審査事件(案)		
	ー 議会の運営に関する事項について	
	二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について	
	三 議長の諮問に関する事項について	

〇議長(杉村寿夫君) 次に、知事の議案送付文を朗読させます。

(議事課長補佐佐田紀和君朗読)

△財第九十六号

平成十二年六月十二日

奈良県議会議長 殿

議案の提出について

議第六二号 監査委員の選任について

以上のとおり提出します。

〇議長(杉村寿夫君) 議案はお手元まで配布いたしておりますが、配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案について、知事の説明は省略いたします。

〇議長(杉村寿夫君) 次に、議第六十二号、監査委員の選任についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(議事課長補佐佐田紀和君朗読)

△議第六十二号

監査委員の選任について

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十六条第一項の規定により、下記の 者を委員に選任したいので、その同意を求める。

平成十二年六月十二日提出

奈良県知事 柿本善也

記

大保親治

小泉米造

〇議長(杉村寿夫君) お諮りいたします。

ただいま上程中の議第六十二号については、原案に同意を与えることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、議第六十二号は原案に同意を与えることに決しました。

〇議長(杉村寿夫君) 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成十二年六月第二百五十三回奈良県議会定例会を閉会いたします。

△閉会式

〇議長(杉村寿夫君) (登壇) 六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ つを申し上げます。

六月一日開会以来本日まで、議員各位におかれましては、終始熱心に議案及び県政の諸 課題を調査、審議いただき、請願一件の継続審査を除き、他の議案はすべてこれを議了し、 ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

理事者におかれましては、会期中開陳されました議員各位の意見、要望を十二分に尊重され、県政の執行に特段の配慮をされますよう強く望むものであります。

終わりに、会期中における理事者及び報道関係各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げるとともに、時節柄各位のご自愛をお祈りいたしまして、閉会のごあいさつといたします。 ありがとうございました。

◎知事(柿本善也君) (登壇) 六月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る六月一日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、条例の改正、市町村負担金の徴収、その他の案件につきましてご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

会期中議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

なお、このたびの議会におきましては、正副議長はじめ常任・特別委員長など役員の改選を終えられ、ここに新しい県議会の体制を整えられましたことは、誠にご同慶に存ずる次第でございます。

議員各位におかれましては、ご健康にご留意いただき、今後とも県政発展のため一層の ご活躍をいただきますようお願い申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。あり がとうございました。

△午後七時二十九分閉会

地方自治法第百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長杉村寿夫同 副議長梶川虔二署名議員森川喜之署名議員高柳忠夫署名議員田中惟允